

第14期 定時株主総会 招集ご通知



RaQualia
innovators for life

日 時

2022年3月25日（金曜日）午前10時30分
受付開始予定 午前9時30分

場 所

愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 栄ガスホール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬決定の件

目 次

第14期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	19
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主総会の議決権行使は、可能な限り、書面（郵送）またはインターネットによる方法をご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、開催にあたっては、開催日現在の状況に応じて、係員のマスクの着用や消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）及びインターネットによる
議決権行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後5時30分まで

ラクオリア創薬株式会社
証券コード 4579

株主各位

証券コード 4579
2022年3月9日
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号

ラクオリア創薬株式会社
代表取締役 武内 博文

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに**、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2022年3月25日（金曜日）午前10時30分（受付開始予定 午前9時30分）
2 場 所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 栄ガスホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬決定の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁から4頁までに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針及びその他の注記」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.raqualia.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類につきましては、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.raqualia.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主様向け事業説明会のご案内

本定時株主総会終了後、引き続き「株主様向け事業説明会」を開催し、当社の中期的な戦略等を株主様へご説明申しあげたく存じます。「株主様向け事業説明会」は、本定時株主総会に続いてインターネットによるライブ配信を行います。

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）定時株主総会終了後（30分程度を予定）
2. 場 所 本定時株主総会と同じ会場

なお、上記の「株主様向け事業説明会」は、本定時株主総会にご出席またはライブ配信にてご視聴の株主様を対象としておりますので、ご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法につきましては、5頁から6頁までに記載の【ライブ配信並びに事前質問受付のご案内】をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

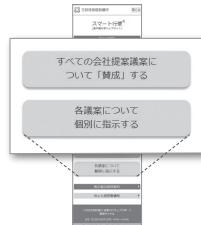
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

ライブ配信並びに事前質問受付のご案内

本株主総会につきましては、当日のご来場をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。
なお、株主総会並びに事業説明会の様子をご覧いただけるようインターネットにてライブ配信を行うとともに、事前にご質問をお受けいたします。

■ライブ配信のご案内

公開日時： 2022年3月25日（金曜日）午前10時30分から事業説明会終了まで
（開始30分前から接続可能になります）



ログイン方法： 視聴用ウェブサイトURL (<https://4579.ksoukai.jp>) に接続し、議決権行使書用紙に記載の株主番号（9桁の数字）・郵便番号（7桁の数字）でログイン後、ご視聴いただけます。

- ① ご視聴の株主様におかれましては、当日の議決権行使やご質問を承ることができませんのでご了承をお願い申し上げます。
- ② ご視聴にあたりましては、ご使用のパソコンの環境（機能、性能）やインターネット接続の回線状況、アクセスの集中等により、映像や音声に不具合が生じる、またはライブ配信をご視聴いただけない場合がございます。
- ③ ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ④ ライブ中継の撮影、録音、録画行為及びSNS等での公開は、お断りさせていただきます。

お問い合わせ先：

ライブ配信に関してご不明点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書をお手元にご準備のうえで、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

電話：0120-782-041

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。）

株主総会当日のライブ配信について、接続できない、遅延、音声トラブル等に関するお問い合わせは以下をお願いいたします。

株式会社ブイキューブ ライブ配信専用問い合わせダイヤル

電話：03-4503-6579

（受付時間 2022年3月25日（金曜日）午前9時から総会終了時まで。当日のみ。）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更後定款第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更後定款第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附則 (条文省略)</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本条は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	武内博文 (1971年12月21日)	1994年4月 協和(株) 入社 2004年2月 (株)スカイライト・バイオテック 入社 営業統括マネージャー 2005年9月 同社 事業推進兼財務担当取締役 2006年7月 同社 管理本部担当取締役CFO 2009年5月 住商リアルティ・マネジメント(株) 入社 管理部マネージャー 2013年1月 (株)サイフューズ 入社 取締役経営管理担当 2014年1月 当社 入社 経理部長代理 2014年4月 当社 経理部長 2014年10月 当社 財務・経営企画部門 財務経理部長 2018年4月 ユビエンス(株) 代表取締役 2021年3月 当社 入社 当社 代表取締役（現任） 2021年6月 ユビエンス(株) 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ユビエンス(株) 取締役	200株

【取締役候補者とした理由】

武内博文氏は、バイオベンチャーの経営者として、企業経営や財務に関する豊富な実務経験と知識を有するとともに、2014年に当社入社後、ターンアラウンドチームの一員として事業費用の削減等の計画策定において中心的な役割を果たしました。また2021年3月から当社の代表取締役に就任し、経営陣のトップとしてその手腕を発揮してまいりました。今後も、当社の成長性、効率性及び株主還元の観点に基づいた経営を行っていただくことを期待し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	つちやみちひろ 土屋裕弘 (1947年7月12日)	1976年4月 田辺製菓(株) (現田辺三菱製菓(株)) 入社 2001年6月 同社 取締役 経営企画部長 2003年6月 同社 常務取締役・研究本部長 2006年6月 同社 代表取締役 専務執行役員・研究本部長 2007年10月 田辺三菱製菓(株) 取締役 副社長 2009年6月 同社 代表取締役社長 2014年6月 同社 代表取締役会長 2016年6月 同社 取締役会長 2017年6月 同社 相談役 2018年6月 住友電気工業(株) 社外取締役 (現任) 2018年6月 京都大学イノベーションキャピタル(株) 社外取締役 (現任) 2020年3月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 住友電気工業(株) 社外取締役 京都大学イノベーションキャピタル(株) 社外取締役	一株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

土屋裕弘氏は、経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い見識を有していることから、同氏の持つこれらの知識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を促進し、併せて経営の透明性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図るべく、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	※ 須藤正樹 (1971年7月29日)	1996年4月 帝人(株) 入社 1999年9月 ファイザー製薬(株) (現ファイザー(株)) 入社 2004年4月 同社 中央研究所 化学研究統括部 主任研究員 2006年4月 同社 中央研究所 化学研究統括部 主幹研究員 2008年7月 当社 入社 当社 研究部門 プリンシパルサイエンティスト 2012年10月 当社 創薬研究部門 化学研究部 部長 2016年4月 名古屋大学 トランスフォーマティブ 生命分子研究所 特任准教授 2018年7月 同大学 客員教授 (現任 (2022年3月末退任予定)) 2018年7月 (株)幹細胞&デバイス研究所 事業企画室長 2020年1月 同社 事業開発部長 2021年6月 当社 入社 当社 事業戦略部長 2021年10月 当社 執行役員 (管理・経営企画担当) (現任)	8,193株

【取締役候補者とした理由】

須藤正樹氏は、執行役員（管理・経営企画担当）として、人事総務、中期経営計画の策定、IR等、管理部門の統括並びに経営企画担当として会社全体の戦略策定と実行に携わってきました。今後も当社の成長戦略を立案し実現いただけるものと考え、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	※ 宇都克裕 (1974年3月31日)	2005年5月 日本ベーリンガーインゲルハイム(株) 入社 2013年1月 旭化成ファーマ(株) 入社 主幹研究員 2013年7月 同社 第二薬理研究部 ユニットリーダー 2017年5月 マルホ(株) 入社 2018年10月 同社 プロジェクトマネジメントユニット プロジェクトマネージャー 2020年6月 同社 探索研究部 研究企画戦略室 プロジェクトマネージャー 2021年1月 当社 入社 研究企画部長 2021年3月 当社 執行役員(研究企画担当) (現任)	一株

【取締役候補者とした理由】

宇都克裕氏は、執行役員（研究企画担当）として、創薬研究の研究全般を管理する研究企画においてその手腕を発揮してまいりました。今後は、創薬研究の中心的な役割を担うことで、継続的に研究成果を上げていただけのものと考え、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 土屋裕弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 土屋裕弘氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、土屋裕弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、土屋裕弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務執行に起因する責任追及に係る請求等の損害を当該保険契約により填補することとしております。再任の候補者は引き続き、新任の候補者は新たに、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）を任期満了により退任される渡邊修造氏に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、創薬研究担当の取締役および子会社取締役として当社グループの経営に適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、取締役会はその金額は相当であると判断しております。

退任取締役の退職慰労金額及び略歴は、次のとおりであります。

氏名	金額	略歴
渡邊修造	17,800,000円	2016年3月 当社 取締役常務執行役員 2017年4月 テムリック(株) 取締役 2020年10月 当社 取締役副社長執行役員（現任） 2021年3月 テムリック(株) 代表取締役（現任）

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2016年3月30日付け第8期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の総額は、年額80,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とご承認いただいております。

今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本RS制度」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本PSU制度」といいます。以下「本制度」といいます。）を導入いたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案し、①当社が本RS制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、現行の金銭報酬額の枠内で、年額15,000千円以内とし、当社が本RS制度に基づき発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年15,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）として設定し、②当社が本PSU制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、評価期間（下記2.アで定義されます。以下同じ）ごとに合計80,000千円以内とし、当社が本PSU制度に基づき発行又は処分する当社の普通株式の総数は、評価期間ごとに80,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）として設定いたしたいと存じます。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となり、対象取締役は3名となります。

本制度の内容は、以下のとおりです。

1. 本RS制度について

本RS制度は、当社が対象取締役にに対し、当社取締役会決議に基づき、本RS制度による譲渡制限付株式に関する報酬として、現行の金銭報酬額の枠内で年額15,000千円以内の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。また、本RS制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整す

ることができるものとします。)

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本RS制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本RS制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ③ 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合等一定の事由が発生した場合、本割当株式の全部につき、当然に無償で取得する。
- ④ 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。
- ⑤ 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

2. 本PSU制度

ア 本PSU制度の概要

本PSU制度は、対象取締役に対し、3事業年度（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2022年12月期から2024年12月期までの3事業年度とし、当初の評価期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各評価期間終了直後に開始する3事業年度を新たな評価期間として、本PSU制度を実施することができることとします。）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式及び当該株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度です。

したがって、本PSU制度は上記数値目標の達成度等に応じて当社普通株式の交付及び金銭の支給を行うものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

イ 本PSU制度の仕組み

本PSU制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- (ア) 当社は、本PSU制度において使用する当社業績等の各数値目標やその達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の具体的な算出にあたって必要となる指標及び算式等を当社取締役会において決定します。
- (イ) 当社は、評価期間終了後、当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額を決定します。
- (ウ) 当社は、上記(イ)で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とならない範囲内で当社取締役会において決定します。
- (エ) 当社は、上記(ウ)の当社普通株式の交付に伴い生じる納税資金確保のため、各対象取締役に対し、上記金銭報酬債権に加えて、上記(イ)で決定された額の金銭を支給します。

ウ 本PSU制度に基づき各対象取締役に交付する当社普通株式の数の算定方法

当社は、以下の算定式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「最終交付株式数」といいます。）及び支給する金銭の額（以下「最終支給金額」といいます。）を算定します。

【算定式】

最終交付株式数 = 基準交付株式数 (①) × 業績目標達成度 (②)
× 役務提供期間比率 (③) × 80%

最終支給金額 = 基準交付株式数 (①) × 業績目標達成度 (②)
× 役務提供期間比率 (③) × 20% × 交付時時価 (④)

- ① 「基準交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて当社取締役会において決定します。
- ② 「業績目標達成度」は、評価期間の各3事業年度における当社の取締役会で定める評価指標の達成割合に応じて、0%から150%までの範囲で当社取締役会において決定します。
- ③ 「役務提供期間比率」は、在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。
- ④ 「交付時時価」は、本PSU制度に基づき交付する株式の発行又は処分に係る取締役会の決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

エ 本PSU制度における報酬等の上限

当社が本PSU制度に基づき、対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、評価期間ごとに合計80,000千円以内とします。また、本PSU制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は評価期間ごとに80,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

オ 本PSU制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本PSU制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

カ 組織再編時の取扱い

当社は、評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当社普通株式に代えて、合理的に定める金銭を支給することとします。

なお、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認頂くことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、対象取締役に発行又は処分される株式総数は、上記の上限数の範囲内であり、希釈化率も軽微であることから、取締役会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の一部従業員（幹部社員）に対し、本制度における事後交付型業績連動型株式付与制度と同様の制度を導入する予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果 (全般的概況)

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和に伴う金融市況が活況となるなどの好影響が一部で見られたものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的規模の流行は継続しており、変異株の出現等によって繰り返される感染再拡大とそれに伴う世界的な経済活動の停滞のため、景気の先行きは厳しいものとなっております。

医薬品業界におきましては、患者の受診抑制、顧客への訪問自粛等による販売営業活動への影響に加え、移動制限等に伴う、国内出張の自粛、海外渡航の実質的禁止、臨床試験施設の閉鎖により研究開発ならびに事業開発活動への影響が残存し、業績が厳しい企業がある一方で、新型コロナウイルス感染症を標的とした新薬やワクチン開発への取り組みは活況を呈しており、新たなワクチンや治療薬の開発競争も加速しております。

このような業界の動向は、創薬事業を営む当社グループのような創薬ベンチャー企業の事業開発活動におきましても少なからず影響を与えております。

このような環境下において、当社グループは、自社による単独研究、または提携先の企業もしくはアカデミアとの共同研究に基づく医薬品の開発候補化合物の創出活動や研究開発ポートフォリオの拡充を図る一方、保有する開発候補化合物の導出活動ならびに価値向上のための研究開発を推進してまいりました。

当連結会計年度の事業活動につきましては、以下のとおりとなりました。

ヒト用医薬品につきましては、HK inno.N Corporation（韓国、以下「HKイノエン社（韓国）」）が韓国で販売中の胃食道逆流症治療薬K-CAB[®]（一般名：tegoprazan、以下「tegoprazan」）の売上が前年に引き続き総じて好調に推移いたしました。

第1四半期連結会計期間において在庫調整等の影響がありましたが、第2四半期連結会計期間以降は伸びを拡大し、当社の販売ロイヤルティ収入は大幅に増加いたしました。

tegoprazanのグローバル開発につきましては、中国において、HKイノエン社（韓国）の中国のライセンス先であるShandong Luoxin Pharmaceutical Group Co., Ltd.（中国、以下「Luoxin社（中国）」）が2020年に中国当局に行った新薬承認申請（NDA：New Drug Application）に基づき、中国当局による承認審査が進行中であります。HKイノエン社（韓国）は、tegoprazanの中国での承認取得時期の目標を2022年上半期と見込んでおります。

米国及びカナダの2カ国においては、HKイノエン社（韓国）が米国で第I相臨床試験を開始したほか、2021年12月、Braintree Laboratories, Inc.（米国、以下「ブレインツリー社（米国）」）との間でサブライセンス契約を締結しました。

アジア諸国においては、モンゴルで承認取得となったほか、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール及びインドネシアで新薬承認に向けた取り組みがサブライセンス先企業によって進められております。

また、中南米諸国においては、メキシコにおいて医薬品承認審査に携わる機関のひとつである新分子委員会（Comité de Moléculas Nuevas）の審査を通過し、現在は2023年度の承認取得を目指した準備がサブライセンス先企業によって進められております。

このほか、HKイノエン社（韓国）は、2028年にグローバル100カ国に進出するという目標のもと、その他の地域におけるサブライセンス先の探索を進めております。

一方、日本においては、当社とHKイノエン社（韓国）との協力関係の築き方等を含め、早期の上市を目指した臨床開発の実施に向けたあらゆる可能性について検討を行っております。

ペット用医薬品の売上も総じて堅調に推移いたしました。

Elanco Animal Health Inc.（米国、以下「エランコ社（米国）」）に導出した犬の骨関節炎治療薬GALLIPRANT[®]（一般名：grapiprant）及び犬の食欲不振症の適応を持つcapromorelin（グレリン受容体作動薬、販売名：ENTYCE[®]）とも売上は堅調に推移しました。また、capromorelinにつきましては、エランコ社（米国）が販売名ELURA[®]として、慢性腎疾患（CKD：chronic kidney disease）の猫の体重減少を管理する薬として米国で販売を開始いたしました。

当社グループが強みとする「イオンチャネル創薬」につきましては、当社グループと旭化成ファーマ株式会社（以下「旭化成ファーマ社」）との共同研究から創出されたP2X7受容体拮抗薬（RQ-00466479/AK1780）、EAファーマ株式会社（以下「EAファーマ社」）との共同研究により創出された化合物、マルホ株式会社（以下「マルホ社」）に導出した選択的ナトリウムチャネル遮断薬、あすか製薬株式会社（以下「あすか製薬社」）との共同研究案件、以上4つのプログラムが着実に進展しております。

新型コロナウイルス感染症の影響によって試験実施に遅れが生じたものの、あらかじめ定めていた成果を達成したことにより、第1四半期連結会計期間において、旭化成ファーマ社及びマルホ社からマイルストーン収入を受領いたしました。また、P2X7受容体拮抗薬につきましては、旭化成ファーマ社とEli Lilly & Company（米国、以下「リリー社（米国）」）との間でライセンス契約が締結されたことにより、当社はリリー社（米国）に対して旭化成ファーマ社を通してライセンスすることとなりました。P2X7受容体は、慢性疼痛症状の原因となる神経炎症に関係している分子で、リリー社（米国）が今後のグローバル開発の実施に向けて第Ⅱ相臨床試験の開始に向けた準備を進めております。

あすか製薬社との共同研究は順調に進展し、2021年7月に当社はマイルストーン達成に伴う一時金を受領したほか、2021年11月には新たな共同研究契約を締結いたしました。

また、第3四半期連結会計期間においては、Xgene Pharmaceutical Co. Ltd.（香港、以下「Xgene社（香港）」）との間で、慢性疼痛治療薬の開発を目的としたTRPM8遮断薬に関するライセンス契約を締結いたしました。当社はXgene社（香港）に対して、日本を除く全世界を対象とした独占的な開発・製造・販売権を供与し、今後はXgene社（香港）が前臨床段階以降の開発を進めることとなります。

このほか、2021年12月には、久光製薬株式会社（以下「久光製薬社」）との間で、慢性疼痛治療薬の開発を目的としたナトリウムチャンネル遮断薬（RQ-00350215）に関するライセンス契約を締結いたしました。当社は久光製薬社に対して、全世界を対象とした独占的な開発・製造・販売権を供与し、今後は久光製薬社が、同社が強みを有する経皮吸収型薬剤の開発を目的として前臨床段階以降の試験を進めることとなります。

当社連結子会社のテムリック株式会社（以下「テムリック」）がSyros Pharmaceuticals Inc.（米国、以下「シロス社（米国）」）に導出したレチノイン酸受容体 α 作動薬（タミバロテン/TM-411/SY-1425）につきましては、第1四半期連結会計期間において、RARA陽性未治療高リスクMDS（HR-MDS; higher-risk myelodysplastic syndrome：骨髓異形成症候群）患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験（SELECT-MDS-1）が米国で開始されたほか、第3四半期連結会計期間において、ベネトクラクス、アザシチジンとの3剤併用療法の、RARA陽性未治療Unfit AML（Acute Myeloid Leukemia：急性骨髄性白血病）を対象とした第Ⅱ相臨床試験（SELECT-AML-1）が同じく米国で開始されました。これらのマイルストーン達成によりテムリックはマイルストーン収入を受領しました。

開発候補化合物の導出や共同研究に向けた取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での面談の機会が限定される状況は継続しておりますが、オンライン会議等を利用して事業開発活動及び共同研究を着実に進めてまいりました。

産学連携につきましては、2020年10月に締結した産学連携に関する基本協定書に基づき、2021年4月1日付で、岐阜薬科大学との間で共同研究講座（講座名：創薬イノベーション共同研究講座）を設置しました。本共同研究講座は、岐阜薬科大学で初めての共同研究講座設置であります。

一方、当社連結子会社のラクオリア イノベーションズ株式会社につきましては、昨今の経営環境から同社の事業継続は困難と判断し、2021年1月22日付で同社を解散し、4月1日付にて清算結了いたしました。

また、2021年3月25日開催の第13期定時株主総会において、株主提案議案が承認可決されたことにより代表取締役の異動を含む新経営体制となり、企業価値向上のために自社シーズの拡充と価値の最大化に重点をおいた施策を進めております。

株式会社東京証券取引所が2022年4月4日に予定している市場区分の見直しに関する対応としましては、新市場区分「グロース市場」を選択し市場選択にかかる手続きを行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、事業収益2,776百万円（前期比150.7%増）、営業利益707百万円（前期は、営業損失486百万円）、経常利益863百万円（前期は、経常損失527百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益755百万円（前期は、親会社株主に帰属する当期純損失606百万円）となりました。

なお、事業費用の総額は2,068百万円（前期比29.8%増）であり、その内訳は、支払ロイヤリティ304百万円（前期比125.8%増）を事業原価320百万円（前期比132.4%増）に計上した他、研究開発費1,127百万円（前期比20.9%増）、その他の販売費及び一般管理費620百万円（前期比18.6%増）となりました。

（研究開発活動）

当社グループの研究開発活動における当連結会計年度の研究開発費は、1,127百万円となりました。なお、当連結会計年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

1) 自社の研究開発及び共同研究

イ. 探索段階

a) ナトリウムチャンネル遮断薬プロジェクト

ナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、特性評価の結果、RQ-00350215が選定され、2021年12月締結のライセンス契約により久光製薬社に導出されました。これにより、本プロジェクトは探索段階から前臨床開発準備段階に移行することとなりました。

b) 製薬企業等との共同研究

当連結会計年度において実施した製薬企業等との共同研究は以下のとおりであります。

会社名	開始月	内容
インタープロテイン株式会社	2013年2月	疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究
あすか製薬株式会社	2019年7月	特定のイオンチャンネルを標的とした創薬研究に関する共同研究
株式会社 Epigeneron	2019年9月	特発性小児ネフローゼ症候群治療薬の創出に向けた共同研究

c) アカデミアとの共同研究

新たな心不全治療薬の創出を目的として研究を進めているCRHR2拮抗薬プロジェクトでは、名古屋大学大学院医学系研究科病態内科学講座循環器内科学（室原豊明教授・竹藤幹人講師）との共同研究として、RQ-00490721をはじめとする一連の化合物を用いて前臨床段階への移行を目指した研究活動を行っております。

このほか、長崎大学感染症共同研究拠点/熱帯医学研究所新興感染症学（安田二郎教授・櫻井康晃助教）及び岐阜薬科大学との間で、それぞれ、新型コロナウイルス感染症及び網膜静脈閉塞症を主な適応疾患とした創薬研究を実施しました。

ロ. 前臨床開発段階

a) TRPM8遮断薬 (RQ-00434739)

本化合物は、神経障害性疼痛（化学療法起因性冷アロディニア）を目標適応症として開発中でしたが、2021年9月締結のライセンス契約に基づきXgene社（香港）に導出され、Xgene社（香港）が前臨床試験に向けた準備を進めております。

b) グレリン受容体作動薬 (RQ-00433412)

がんに伴う食欲不振/悪液質症候群及び脊椎損傷に伴う便秘を目標適応症として開発中の本化合物については、前臨床試験用の原薬製造を完了し、第4四半期連結会計期間より前臨床試験を実施しております。

c) モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

胃不全麻痺、機能的胃腸症、術後イレウス等の消化管運動不全を目標適応症とする本化合物は、第I相臨床試験実施に必要な前臨床試験を終了しております。導出活動を進めるほか、次段階の開発段階である第I相臨床試験の実施に向けた検討を行っております。

ハ. 臨床開発段階

a) カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (RQ-00000004、tegoprazan)

胃食道逆流症（GERD）を目標適応症とする本化合物は、米国ならびに日本での第I相臨床試験を実施済みであります。日本においては、HKイノエン社（韓国）との協力関係の築き方等を含め、早期の上市に向けた臨床開発の実施に向けたあらゆる可能性について検討を行っております。

b) 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

胃不全麻痺、機能的胃腸症、慢性便秘等の消化管運動不全を目標適応症とする本化合物につきましても、導出活動を進めるほか、次段階の開発段階である第II相臨床試験の実施に向けた検討を行っております。

c) 5-HT_{2B}拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群（IBS-D）を目標適応症とする本化合物は、英国における第I相臨床試験（健康成人及び患者を対象）を終了しております。本化合物についても他の消化器疾患プログラムと同様に、導出活動を進めるほか、次段階の開発段階である第II相臨床試験の実施に向けた検討を行っております。

2) 導出先の開発状況

イ. tegoprazan (K-CAB[®]、RQ-00000004/IN-12420/LXI-15028ほか)

HKイノエン社（韓国）により韓国で胃食道逆流症等の治療薬として販売されている本化合物は、2021年11月に、韓国において胃潰瘍治療に対する健康保険給付の対象となりました。これはびらん性胃食道逆流症及び非びらん性胃食道逆流症に続く3番目の適用となります。このほか、HKイノエン社（韓国）は、びらん性胃食道逆流症が治癒した患者に対する維持療法の追加適応について韓国食品医薬品安全処（MFDS）に申請することを計画しています

中国においては、HKイノエン社（韓国）の中国のライセンス先であるLuoxin社（中国）が2020年に中国当局に行った新薬承認申請（NDA：New Drug Application）に基づき、中国当局による承認審査が進行中であります。

また、HKイノエン社（韓国）は、米国において第I相臨床試験を開始したほか、2021年12月に、ブレインツリー社（米国）との間で米国及びカナダを対象地域としたサブライセンス契約を締結しました。

ロ. EP4拮抗薬（GALLIPRANT[®]）

犬の疼痛治療薬としてエランコ社（米国）にて販売中の本化合物は、2017年1月の米国における販売開始以降、既に世界20カ国以上で上市されており、2020年10月からは日本においても販売されております。

ハ. グレリン受容体作動薬（capromorelin、ENTYCE[®]/ELURA[®]）

犬の食欲不振症治療薬としてエランコ社（米国）にて米国で販売中の本化合物につきましては、エランコ社（米国）が販売名ELURA[®]として、慢性腎疾患（CKD：chronic kidney disease）の猫の体重減少を管理する薬として米国で販売を開始いたしました。

ニ. セロトニン5-HT_{2A}及びドパミンD₂受容体遮断薬（ziprasidone）

統合失調症治療薬として導出した本化合物につきましては、Meiji Seikaファルマ株式会社において、今後の開発計画及び開発戦略に関する検討が行われました。

ホ. EP4拮抗薬（grapiprant、RQ-00000007/AAT-007）

株式会社AskAt（以下「AskAt社」）のライセンス先であるIkena Oncology Inc.（米国）が、米国において、がん免疫治療薬として第I相臨床試験を実施しております。

また、AskAt社のライセンス先である3D Medicines Co., Ltd.（中国、以下「3DM社（中国）」）が、中国において、疼痛を適応症とする第I相臨床試験を終了したほか、同じくAskAt社のライセンス先であるNingbo NewBay Medical Technology Development Co., Ltd.（中国）が、中国において、がん領域で第I相臨床試験を実施しております。

ヘ. シクロオキシゲナーゼー 2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076/AAT-076)

AskAt社のライセンス先である3DM社（中国）が、中国において、疼痛を適応症とする第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

ト. CB2作動薬 (RQ-00202730/AAT-730)

AskAt社のライセンス先であるOxford Cannabinoid Technologies Ltd.（英国）が、米国において、前臨床試験を実施中です。

チ. 特定のイオンチャネルを標的とした開発候補化合物（化合物コード非開示）

EAファーマ社との共同研究から創出された本化合物は、EAファーマ社において開発が進められております。

リ. 選択的ナトリウムチャネル遮断薬（化合物コード非開示）

マルホ社に導出した本化合物は、マルホ社において本化合物を有効成分とする治療薬の開発が進められております。当事業年度においては、あらかじめ定めていた成果を達成いたしました。

ヌ. P2X7受容体拮抗薬 (RQ-00466479/AK1780)

旭化成ファーマ社との共同研究から創出された本化合物は、旭化成ファーマ社にて神経障害性疼痛を目標適応症として臨床第Ⅰ相臨床試験が終了いたしました。2021年1月に、旭化成ファーマ社とリリー社（米国）との間でサブライセンス契約が締結され、今後のグローバル開発を実施するリリー社（米国）が第Ⅱ相臨床試験の開始に向けた準備を進めております。

ル. レチノイン酸受容体 α 作動薬（タミバロテン、TM-411/SY-1425）

当社連結子会社のテムリックがシロス社（米国）に導出した本化合物は、シロス社（米国）がRARA陽性未治療高リスクMDS患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験（SELECT-MDS-1）、及びベネトクラクス、アザシチジンとの3剤併用療法のRARA陽性未治療Unfit AMLを対象とした第Ⅱ相臨床試験（SELECT-AML-1）を米国で実施しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は107百万円であり、その主なものは、分析装置の老朽化に伴う更新による取得57百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
事業収益	(千円)	744,517	1,702,973	1,107,301	2,776,233
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△1,064,851	21,583	△527,654	863,946
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△1,104,548	5,343	△606,985	755,788
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△54.23	0.26	△28.97	36.07
総資産	(千円)	4,052,302	4,836,561	4,251,235	5,234,197
純資産	(千円)	3,857,087	4,620,647	4,011,129	4,788,004
1株当たり純資産額	(円)	188.57	219.97	190.88	227.97

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区	分	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2021年12月期)
事業収益	(千円)	738,123	1,688,713	1,009,433	2,361,992
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△991,155	92,447	△550,168	656,248
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△1,029,897	79,453	△654,944	614,714
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△50.56	3.86	△31.26	29.34
総資産	(千円)	4,147,783	5,008,944	4,367,594	5,210,715
純資産	(千円)	3,961,602	4,799,272	4,141,795	4,777,596
1株当たり純資産額	(円)	193.69	228.50	197.12	227.47

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
テムリック株式会社	10,000	100.0	がん領域に特化した創薬事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

① 研究開発ポートフォリオの強化

当社グループは、探索研究から初期臨床開発までの研究開発段階を手掛けるパイプライン型創薬ベンチャー企業であり、当社グループが創製する新規医薬品候補物質及びプログラムを提携先企業に導出して収益を得ることをビジネスモデルとしております。創薬ベンチャー企業として企業価値を高めていくためには、いまだ満たされていない医療ニーズが存在する疾患に対する画期的な新薬候補の創製に取り組み、研究開発ポートフォリオを強化していく必要があります。

当社グループは、新規医薬品候補物質のパイプラインの充実、及びその基盤となる探索研究プログラム並びにテクノロジーの強化のため、以下の方策を採ってまいります。

- ・ 独自性の高い開発候補化合物の継続的かつ効率的な創出
- ・ イオンチャネル領域における創薬力の維持・発展（評価系、電気生理試験、デザイン・合成）
- ・ 当社グループの単独実施又は戦略的な提携（産学医連携を含む）による創薬標的・疾患領域・対象モダリティの拡充、及び新たな創薬技術の導入

② パイプライン及びプログラムの価値の向上

当社グループは、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために、以下に示すプログラム分類にあわせた対応を取っております。

- ・ 導出準備プログラム 当社グループが強みを持つ探索研究から初期臨床開発段階（第Ⅰ～第Ⅱ臨床試験）を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・ 導出済みプログラム 第Ⅱ～Ⅲ相臨床試験を中心に導出先が主軸となって進める臨床開発について当社グループがサポートをメインに行うプログラム
- ・ 共同研究プログラム 探索研究段階から当社グループと製薬会社等の提携先企業の双方が持つ強みを持ち寄り画期的な開発化合物の創出を目指す共同研究プログラム

導出準備プログラム及び共同研究プログラムにおいては、それぞれ当社グループの単独実施及び単独及び提携先企業との協業によって、保有するパイプライン及びプログラムの価値の向上をはかるため、上記①の経営課題で述べた方策に加え、以下の方策を採ってまいります。

- ・探索研究、前臨床開発及び初期臨床開発の各段階における製薬企業・バイオ企業との有望な新規提携の実現
- ・厳選したプログラムの自社開発の実施（前臨床開発段階及び初期臨床開発段階）
- ・適応疾患の拡大機会の探索
- ・独占的地位の確保及び製品ライフサイクルの延長に資する知的財産権の確立と強化

③ 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社グループが有する開発化合物を製品化して上市し医療現場に届けるには、臨床開発を経て各国の承認を得る必要があります。リスクを最小化しつつ臨床開発を推進するためには、臨床開発及び製造販売を担う製薬会社と提携し導出を行う必要があります。現在、当社グループはこれを最重要課題として様々なチャンネルを通じてグローバルな導出活動に取り組んでおります。導出後は、一日も早い製品上市を目指して導出先企業へのデータ提供や定期的なコミュニケーションを図ることで開発の推進を積極的に支援してまいります。

④ 財務基盤の強化

当社グループのような創薬ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、パイプラインの開発進展、開発化合物の増加等に伴い、事業活動に合わせて資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社グループは、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を受けるなど、資金調達の多様化を図ってまいります。また、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

⑤ 人材の獲得

当社グループの経営資源の第一は、人であると考えています。今後、新規医薬品候補物質の探索並びに開発及び提携を進捗させるために、適切な人材を適宜、確保していく予定であります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループへの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を最小限にするためには、従業員の感染防止に努めるとともに、提携先企業との連携を含めた事業活動の継続が可能となる体制を構築する必要があります。当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を注視し、あらゆる感染防止策を講じて従業員の健康と安全を守ることを最優先に、創薬研究を中心とした事業活動を継続するとともに、提携先パートナーとの協業を図ってまいります。

また、このようなリスクを踏まえ、当社グループでは十分な手元資金を確保するようにしております。

- (5) **主要な事業内容** (2021年12月31日現在)
当社は、医薬品の研究開発及び開発化合物等の知的財産の導出を主たる事業としております。

- (6) **主要な事業所** (2021年12月31日現在)
本社：愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
創薬研究部門：愛知県名古屋市中村区不老町（名古屋大学内）

- (7) **従業員の状況** (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
67名（6名）	3名減（1名増）

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは医薬の研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名（6名）	2名減（1名増）	46.5歳	8.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

- (8) **主要な借入先の状況** (2021年12月31日現在)
該当事項はありません。

- (9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 株式の状況(2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 37,068,800株

(2) 発行済株式の総数 20,955,142株

(注) 発行済株式の総数の増加3,500株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(3) 株主数 13,352名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
柿沼 佑一	2,384,700株	11.38%
株式会社SBI証券	950,997	4.54
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	806,383	3.85
ファイザー株式会社	743,000	3.55
セントラル短資株式会社	580,000	2.77
auカブコム証券株式会社	181,560	0.87
松井証券株式会社	169,200	0.81
田名後 貴裕	166,500	0.79
植村 幸雄	145,700	0.70
株式会社エス・ビー・シー	121,900	0.58

(注) 当社は自己株式を50株所有しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	武内博文	ユビエンス株式会社 取締役
取締役	土屋裕弘	京都大学イノベーションキャピタル株式会社 社外取締役 住友電気工業株式会社 社外取締役
取締役	渡邊修造	創薬研究担当、テムリック株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	石井幸佑	石井幸佑会計事務所 代表 メタジェンセラピューティクス株式会社 社外監査役 株式会社BioAid 代表取締役 ミラックスセラピューティクス株式会社 社外監査役 Chordia Therapeutics 株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	柿沼佑一	高篠・柿沼法律事務所 パートナー 株式会社ツツミ 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	宇津恵	—

- (注) 1. 取締役 土屋裕弘氏、石井幸佑氏、柿沼佑一氏及び宇津恵氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 土屋裕弘、取締役 (監査等委員) 石井幸佑氏及び宇津恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 石井幸佑氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社においては、監査等委員会と監査室が連携して内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の4名であります。

地位	氏名	担当
副社長執行役員	渡邊修造	創薬研究担当
執行役員	嶋田薫	開発戦略・知的財産担当
執行役員	宇都克裕	研究企画担当
執行役員	須藤正樹	管理・経営企画担当

6. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務執行に起因する責任追及に係る請求等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便益を得た場合及び犯罪行為、詐欺行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等の場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(2) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬決定方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また役員の役割及び職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし固定報酬のみで構成されております。なお、退職慰労金制度は存在しません。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針及び毎年の役員報酬は、監査等委員会の意見を踏まえ取締役会にて決定しております。

なお、第14期定時株主総会において第4号議案が承認可決された場合の役員報酬の決定方針としては、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また役員の役割及び職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬のほか、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において、基本報酬と別枠で、非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬（以下「RS」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式報酬（以下「PSU」といいます。）で構成することを予定しております。

ロ. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に決定しております。

ハ. 非金銭報酬

当事業年度においては、非金銭報酬は支払われておりません。

なお、第14期定時株主総会において第4号議案が承認可決された場合、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度を導入いたします。個別の取締役に付与するRS及びPSUの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して、監査等委員会の意見を踏まえ取締役会にて決定することを予定しております。

二. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動等報酬	非金銭等報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	19,930 (4,830)	19,930 (4,830)	- (-)	- (-)	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15,300 (15,300)	15,300 (15,300)	- (-)	- (-)	6 (6)
合計 (うち社外取締役)	35,230 (20,130)	35,230 (20,130)	- (-)	- (-)	12 (7)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2021年3月25日開催の第13期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役6名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において、年額80,000千円以内(うち社外取締役分は年額20,000千円以内)と決議いただいております(但し、使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち社外取締役1名)です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において、年額22,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ①取締役 土屋裕弘氏は、京都大学イノベーションキャピタル株式会社及び住友電気工業株式会社の社外取締役であります。これらの兼職先と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。
- ②取締役(監査等委員) 石井幸佑氏は、石井幸佑会計事務所代表、株式会社BioAid代表取締役、メタジェンセラピューティクス株式会社及びミラックスセラピューティクス株式会社の社外監査役、Chordia Therapeutics 株式会社の監査役であります。これらの兼職先と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。
- ③取締役(監査等委員) 柿沼佑一氏は、高篠・柿沼法律事務所パートナー及び株式会社ツツミ社外取締役(監査等委員)であります。これらの兼職先と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。
- ④取締役(監査等委員) 宇津恵氏と当社との間には、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 土屋 裕 弘	当事業年度中に開催された取締役会22回すべてに出席し、大手製薬企業の経営者としての経験と知識、特に製薬業界における経営企画に関する高い見識から、当社取締役会において、主に経営全般に対して積極的に発言いただいております、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役 (監査等委員) 石 井 幸 佑	2021年3月25日以降に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、2021年3月25日以降に開催された監査等委員会9回すべてに出席しました。公認会計士としての専門的見地に加え、監査法人・バイオベンチャーの役員としての2つの経験から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役 (監査等委員) 柿 沼 佑 一	2021年3月25日以降に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、2021年3月25日以降に開催された監査等委員会9回すべてに出席しました。弁護士並びに投資家としての見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役 (監査等委員) 宇 津 恵	2021年3月25日以降に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、2021年3月25日以降に開催された監査等委員会9回すべてに出席しました。大手製薬企業における研究開発・ライフサイクルマネジメントの経験を活かし、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,420千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,420

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しております。剰余金の配当につきましても、将来においても安定的な収益の確保が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で検討してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第14期 2021年12月31日現在	科目	第14期 2021年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	4,003,775	流動負債	400,524
現金及び預金	2,345,306	買掛金	45,996
売掛金	1,205,401	リース債務	21,547
有価証券	313,807	未払金	112,768
貯蔵品	10,547	未払費用	63,004
前渡金	15,939	未払法人税等	80,405
前払費用	90,382	未払消費税等	37,475
その他	22,390	預り金	28,884
		その他	10,442
固定資産	1,230,422	固定負債	45,668
有形固定資産	299,389	リース債務	17,520
建物	154,158	資産除去債務	12,129
工具、器具及び備品	944,383	繰延税金負債	16,018
リース資産	59,772		
減価償却累計額	△858,924	負債合計	446,193
無形固定資産	33,799	純資産の部	
商標権	3,839	株主資本	4,753,234
ソフトウェア	29,227	資本金	2,256,920
その他	731	資本剰余金	2,446,703
投資その他の資産	897,233	利益剰余金	49,631
投資有価証券	887,932	自己株式	△21
その他	9,300	その他の包括利益累計額	23,919
		その他有価証券評価差額金	23,919
資産合計	5,234,197	新株予約権	10,850
		純資産合計	4,788,004
		負債純資産合計	5,234,197

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで
事業収益	2,776,233
事業費用	2,068,373
事業原価	320,674
研究開発費	1,127,397
その他の販売費及び一般管理費	620,301
営業利益	707,860
営業外収益	177,340
受取利息	1,775
有価証券利息	21,074
為替差益	145,688
その他	8,802
営業外費用	21,254
支払利息	1,454
デリバティブ評価損	10,079
和解金	9,600
その他	120
経常利益	863,946
特別利益	16,632
投資有価証券売却益	14,364
投資有価証券償還益	2,267
税金等調整前当期純利益	880,579
法人税、住民税及び事業税	122,047
法人税等調整額	2,742
当期純利益	755,788
親会社株主に帰属する当期純利益	755,788

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第14期 2021年12月31日現在	科目	第14期 2021年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	3,789,623	流動負債	387,450
現金及び預金	2,093,043	買掛金	45,996
売掛金	1,205,401	リース債務	21,547
有価証券	313,807	未払金	111,611
貯蔵品	10,547	未払費用	62,008
前渡金	15,939	未払法人税等	70,527
前払費用	90,046	未払消費税等	37,475
その他	60,836	預り金	27,841
		その他	10,442
固定資産	1,421,092	固定負債	45,668
有形固定資産	298,045	リース債務	17,520
建物	152,264	資産除去債務	12,129
工具、器具及び備品	941,615	繰延税金負債	16,018
リース資産	59,772		
減価償却累計額	△855,606	負債合計	433,118
無形固定資産	33,726	純資産の部	
商標権	3,839	株主資本	4,742,826
ソフトウェア	29,227	資本金	2,256,920
その他	658	資本剰余金	2,446,703
投資その他の資産	1,089,320	資本準備金	2,446,703
関係会社株式	192,233	利益剰余金	39,223
投資有価証券	887,932	その他利益剰余金	39,223
その他	9,154	繰越利益剰余金	39,223
		自己株式	△21
資産合計	5,210,715	評価・換算差額等	23,919
		その他有価証券評価差額金	23,919
		新株予約権	10,850
		純資産合計	4,777,596
		負債純資産合計	5,210,715

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第14期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで
事業収益	2,361,992
事業費用	1,856,503
事業原価	176,505
研究開発費	1,102,986
その他の販売費及び一般管理費	577,011
営業利益	505,489
営業外収益	172,013
受取利息	1,860
有価証券利息	21,074
為替差益	142,292
その他	6,785
営業外費用	21,254
支払利息	1,454
デリバティブ評価損	10,079
和解金	9,600
その他	120
経常利益	656,248
特別利益	16,632
投資有価証券売却益	14,364
投資有価証券償還益	2,267
特別損失	838
債権放棄損	838
税引前当期純利益	672,042
法人税、住民税及び事業税	57,544
法人税等調整額	△216
当期純利益	614,714

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 都 成哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 都 成哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

ラクオリア創薬株式会社 監査等委員会

監査等委員 石井 幸佑 ㊟

監査等委員 柿沼 佑一 ㊟

監査等委員 宇津 恵 ㊟

(注) 監査等委員石井幸佑、柿沼佑一及び宇津恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 栄ガスホール



交通 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分
地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

